

令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

# 文化スポーツ観光常任委員会報告資料

文化スポーツ観光局

# 目

# 次

	ページ
1 第83回国民スポーツ大会におけるセーリング競技について……………	1
2 東京2025デフリンピックに向けた取組について……………	2
3 かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について……………	4
4 津久井湖観光センターの相模原市への移譲について……………	6

# 1 第83回国民スポーツ大会におけるセーリング競技について

## (1) これまでの経緯

令和11年に群馬県で開催される予定の第83回国民スポーツ大会（「湯けむり国スポ・全スポぐんま」）については、群馬県内にセーリング競技を実施できる施設が存在しないため、群馬県等において県外で実施可能な施設を検討した結果、オリンピックなどの大規模大会の開催実績がある湘南港で実施することが内定した。

## (2) 第83回国民スポーツ大会におけるセーリング競技の概要

- ・ 競技会場 湘南港（江の島ヨットハーバー）
- ・ 競技日程 令和11年9月中旬から10月中旬のうち4日間
- ・ 競技種目 470級、ILCA7級、国スポウインドサーフィン級、セーリングスピリッツ級、420級、ILCA6級

## (3) 関係者への説明

対象者	説明日	出席者等
県漁業協同組合連合会	令和6年9月5日	群馬県（湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課）、スポーツ課、水産課
湘南漁業協同組合 江の島片瀬漁業協同組合 腰越漁業協同組合	令和6年11月6日	群馬県（湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課）、スポーツ課、水産課
セーリング関係者	令和7年1月19日	群馬県（湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課）、スポーツ課
湘南港利用者	令和7年3月中	管理事務所にポスター掲示、チラシ配架

## (4) 今後の予定

- 令和8年度 第83回国民スポーツ大会の開催地に群馬県が決定  
令和10年度 湘南港においてリハーサル大会を開催  
令和11年秋 本大会を開催

## 2 東京2025デフリンピックに向けた取組について

東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障がい者への理解やパラスポーツの推進に向けて実施している大会の機運醸成等の取組について報告する。

### (1) 令和6年度の主な取組

#### ア 東京2025デフリンピックの機運醸成に向けた取組

##### (ア) 東京2025デフリンピック1年前イベントの実施

令和6年11月30日に象の鼻パークで開催し、約2万人が来場したイベントでは、知事とデフアスリート等によるトークショー、デフアスリート紹介、ミニ手話教室等の他、競技団体・当事者団体によるブース出展やデフスポーツ体験等、体感しながら理解を深められる内容を実施した。

##### (イ) プロスポーツチーム等と連携したPR

湘南ベルマーレ、横浜F・マリノス、横浜エクセレンス、木下アビエル神奈川、富士通レッドウェーブの5チームのホームゲームで、PRブースの出展やデフアスリートによるミニトークショー等を実施した。

##### (ウ) 各種広報ツールによるPR

デフアスリートが出演するPR動画を作成し、横浜駅や小田原駅、路線バスのサイネージやビジョン等で放映した。また、啓発リーフレットを市町村や県内各公立学校及びスポーツ関係団体等に配布した。

##### (エ) その他

ベトナムフェスタ、手話普及推進イベント等の県イベントへのPRブース出展や、県庁本庁舎のライトアップ等を実施した。

#### イ 大会のレガシーの創出に向けた取組

障害者アスリート支援事業費補助、県立スポーツ施設のユニバーサルデザイン案内表示、障がい者のスポーツ観戦促進事業により、障がい者アスリートの支援や、障がい者がスポーツを楽しむ環境整備を図った。

また、ろう者への理解を深める普及啓発のため、ろう者に対する理解促進動画を作成し電車内広告へ掲出した他、国際手話の理解促進のため、県聴覚障害者福祉センターにおいて、国際手話講座を開催した。

## (2) 令和7年度の主な取組予定

### ア 東京2025デフリンピックの機運醸成に向けた取組

直前イベント・壮行会の実施やPR動画の電車内広告への掲出を行う他、県立スポーツ施設や市町村、プロスポーツチーム等とも連携し、県全体でデフリンピックの機運を醸成し、共生社会の実現をスポーツから発信する。

### イ 子ども達の観戦機会の創出

大会運営委員会とも連携して子ども達の東京2025デフリンピック会場での観戦を支援し、デフアスリートの活躍する姿を間近に感じることで、パラスポーツやろう者への理解推進を図る。

### ウ 事前キャンプの受入れ

県立スポーツセンターにおいて、ポルトガル共和国選手団の事前キャンプを受け入れ、円滑かつ快適な練習環境を提供するとともに、県民との交流機会を設け、デフリンピックの機運醸成と多様性の理解につなげていく。

### エ 大会のレガシーの創出に向けた取組

令和6年度に引き続き、障がい者アスリートの支援や障がい者がスポーツを楽しむための環境整備のための事業を実施するとともに、ろう者に対する理解促進動画の幅広い活用や、国際手話講座を引き続き開催する。

また、大会終了後には、神奈川ゆかりの選手等が活躍した姿を取材したドキュメンタリー番組を作成し、県民のレガシーとして記録に残す。

### 3 かながわDMO（神奈川県観光協会）と連携した今後の観光振興について

#### (1) 概要

国では、平成19年に観光立国推進基本法を制定し、観光立国の実現に向け取り組んでいるが、その施策の一つとして、平成27年に欧米の観光先進国の事例などをもとに「日本版DMO(※)」の登録制度を創設し、世界に誇る観光地域づくりに向けて、その司令塔となるDMOの形成を促進している。

こうした中、令和5年3月に公益社団法人神奈川県観光協会（かながわDMO）が、国からDMOに登録された。

DMOには、観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定、観光地域づくりに関する地域の関係者への支援などが期待されることから、県では、県域全体における観光振興について、かながわDMOとの役割分担を整理し、必要な支援を行うことで、DMOと連携した観光振興に取り組む。

#### ※ Destination Management Organization（観光地域づくり法人）

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

#### (2) 県とかながわDMOとの役割分担の方向性

これまで県が行ってきた観光施策について、DMOが持つ専門性、民間的手法などを活かすことで、より高い効果が見込まれる事業については、DMOに委ねることで、県とかながわDMOとの役割分担を行う。

## ア 主な役割分担の方向性

	県	かながわDMO
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県全体の観光振興の総合調整（条例・計画、観光に係る基礎統計の整備、観光業界に係る許認可、観光振興予算の確保等）</li> <li>・ 観光振興に係る国、市町村、DMO、関係団体等との連携、連絡調整</li> <li>・ 観光データの整備</li> <li>・ 県域全体の統一的なプロモーション 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光地域づくりの司令塔</li> <li>・ 観光データに基づくマーケティング、観光戦略の策定</li> <li>・ 観光地域づくりに関する地域の関係者への支援</li> <li>・ ターゲットを絞った情報発信、プロモーション</li> <li>・ 県産品の振興 等</li> </ul>

## イ 役割分担に基づきかながわDMOが実施する事業

「かながわDMO事業費補助」により、次の事業を実施

- ・ かながわ連携エリアの推進
- ・ 国内プロモーションの推進
- ・ かながわ産品の魅力発信
- ・ インバウンドの一元的対応窓口
- ・ 海外プロモーションの推進

### (3) かながわDMOとの連携強化

神奈川県観光振興計画（以下「計画」という。）で掲げる目標を達成するため、県職員の派遣や補助金交付等の支援を行いながら、地域の稼ぐ力を引き出すDMOの体制を強化し、県とかながわDMOの役割分担の完成型を目指す。

また、計画の推進体制に基づき、県とかながわDMOを一体のもの、「対等なパートナー」として位置付け、車の両輪として、共に観光振興を進めていく。

### (4) 今後の予定

令和7年度以降                      DMOとの役割分担の方向性に基づき、引き続き、段階的な移行を進める。

令和12年度頃まで                      段階的な移行を完了

## 4 津久井湖観光センターの相模原市への移譲について

### (1) 概要

津久井湖観光センター（以下「観光センター」という。）を相模原市へ移譲するため、令和7年2月26日付けで市と移譲にかかる覚書を締結した。

今後、観光センターの譲渡契約手続き等を進めていく。

### (2) 経緯

#### ア 県有施設の見直しに係る整理

平成25年度、26年度の緊急財政対策で掲げた「県有施設の見直しの方向性」を基本とした取組は、平成30年度で終了したが、観光センターについては、平成31年第1回定例会において、「今後も見直しを継続する施設」として、「民間（市）への移譲について検討」と整理した。

さらに、令和4年第1回定例会においても、改めて「移譲について検討を継続する施設」として整理し、報告した。

#### イ 相模原市との調整

県有施設の見直しに係る整理に基づき、これまで市への移譲に向けた調整を進めてきたが、調整が長期化してきたことを受け、速やかに結論を得るため、令和6年7月に、県から市に移譲条件を提示し、10月に市から「移譲を受けることを基本に協議を深めたい」との回答があった。

そのため、細部についてさらに協議し、このたび、市への移譲にあたり必要な事項を定めた覚書を締結した。

### (3) 覚書の主な内容

- ・ 県は、市に対して観光センターの土地及び建物を無償譲渡する。
- ・ 市は、速やかに現在の建物を除却し、相模原市域を中心とした県北部の広域観光拠点として再整備する。
- ・ 県は、除却費用及び建替費用（現行機能の維持に必要な範囲に限る。）を負担する。

### (4) 今後の予定

令和7年3月 譲渡契約書締結

令和7年4月 県から市へ所有権移転